

「学力に関する証明書」申請時の注意事項

(申請時にご一読の上、ご確認をお願いします。)

◆「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって、必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書の事です。

◆「学力に関する証明書」は、入学時の所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。

別の学校種、科目の免許状を新たに取得する場合、入学時の所属学科で課程認定のない免許状については、発行できない場合があります。必要な証明書を事前に提出先に確認してください。

◆「学力に関する証明書」が必要な場合は、主に以下のとおりです。

- ① 現時点で免許取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合。
- ② 現時点は免許取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合。
- ③ 現時点は免許取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合。

◆教育職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法は下表のとおりです。

適用免許法	入学年度
新法（平成 28 年度改正法）	平成 31 (2019) 年度入学～
旧法（平成 10 年度改正法）	平成 12 (2000) 年度～平成 30 (2018) 年度入学
旧々法（昭和 63 年度改正法）	平成 2 (1990) 年度～平成 11 (1999) 年度入学
旧々々法	～平成元 (1989) 年度入学

*下記の免許種、科目については、カリキュラム改正に伴い、課程認定を取り下げました。（平成 28 (2016) 年度末付）そのため本学には新法による課程がなく、新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行することができませんので、旧法での発行となります。あらかじめご了承ください。

中学校一種（社会） 高等学校一種（地理歴史）（公民）（情報）

*旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状を新たに取得する場合は、原則として「新法」が適用されますので、「学力に関する証明書」は新法に読み替えて発行する必要があります。

*旧法以前の入学生で、在学中に必要な単位をすべて修得している場合、「学力に関する証明書」は、入学時の免許法で発行します。

*教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目（「日本国憲法」「体育」「英語」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の 4 区分）のみを証明する場合は、在学していた学部学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく発行することができます。

*「学力に関する証明書」は、原則として本学書式、在学時の氏名で発行します。

*旧法から新法へ読み替えて発行する場合は、発行に 1 週間程度を要する場合があります。

*英文の「学力に関する証明書」はありません。

◆「基礎資格証明書」は発行しておりません。基礎資格証明が必要な場合は、「卒業証明書」を申請してください。（卒業証明書には基礎資格に該当する項目についての記載があります。）

◆免許状を紛失された場合は、授与権者（都道府県教育委員会）にお問い合わせください。

本学から卒業時一括申請で免許状を取得された場合の授与権者は広島県教育委員会です。